

久慈市から引越し（転出）される方へ

☆☆転出に伴って、いろいろな手続きがあります☆☆

☆久慈市役所内窓口でできる手続き

手続きが必要な方	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	印鑑登録廃止による登録証の返却	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	登録窓口 ③	必要な場合は、改めて手続きをしてください
国民健康保険被保険者証をお持ちの方 (前期高齢者医療受給者)	被保険者証の返却 ※転出日以降は使用できません	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証	市 民 課 国保窓口 ④	転入届の際に、国民健康保険であることを申し出てください
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	被保険者証の返却	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証		転入届の際に、後期高齢者医療であることを申し出てください
次の医療費助成を受けている方 ・ 子ども医療 ・ 妊産婦医療 ・ 重度障害者医療 ・ ひとり親・寡婦医療	喪失の手続き	<input type="checkbox"/> 医療受給者証		必要な場合は、転入先の市区町村窓口に必要書類を確認の上、新たに手続きをしてください
自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	喪失届出	<input type="checkbox"/> 受給者証		福祉事務所 (社会福祉課) ①
特別児童扶養手当を受けている方	転出の申出	<input type="checkbox"/> 受給者証		
小中学校に就学している子がいる方	転校の届出	—	教育委員会 3階	転入先の教育委員会で転入の届出をしてください
小中学校に就学している子がいる方	在学証明書の取得	—	在籍している学校	在学証明書を転出先の学校へ持参して手続きをしてください
水道の使用中止	中止の届出	電話・久慈市ホームページより受付可	上下水道部 (0194) 52-2189	転出先の市町村の水道開始の手続きが必要です

マイナンバーカード等をお持ちの方へ

転入手続きの際にマイナンバーカード、住基カードを提出してください。

※住所の変更手続きのほか、保険証等の各種機能の利用（公的個人認証登録）
手続きが必要です。

手続きを行わないと各種機能が利用できなくなりますのでご注意ください。

裏面に続きます 

☆市役所以外で行う手続き

手続きが必要な方	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口	新住所地での手続き	
保育所に入所している子がいる方	退園の手続き	—	子育て世代包括支援センター 元気の泉	新住所地に、保護者、児童、同居者のマイナンバーが分かる書類を持参してください	
児童手当を受けている方 児童手当対象児童の方 (勤務先で支給を受けている方以外)	転出の届出	—		(0194) 52-2169	新たに申請をしてください
児童扶養手当を受けている方	転出の届出	—		(0194) 66-8282	新住所地の児童扶養手当担当窓口で転入手続きをしてください
赤ちゃん手帳をお持ちの方	赤ちゃん手帳の返却	<input type="checkbox"/> 赤ちゃん手帳		(0194) 66-8288	改めて乳幼児健診と予防接種に必要な受診票等もらってください
母子健康手帳をお持ちの方	無料健診票の返却	<input type="checkbox"/> 無料健診票		(0194) 66-8288	改めて健診票もらってください
介護保険の要介護(支援)認定を受けている方 ※久慈広域(洋野町、野田村、普代村)に転出の方を除く ※その他、手続きが必要ないケースがありますので、電話等でお問合せください。	受給資格証明書の取得	<input type="checkbox"/> 被保険者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類	久慈広域連合 (0194) 61-3355 又は 地域包括支援センター (0194) 61-1112	介護保険受給資格証明書を添えて介護認定申請の手続きをしてください	
原動機付自転車(125cc以下)小型特殊車両をお持ちの方	定置住所の変更	転出先または、新使用者が居住する市区町村の窓口に確認のうえお手続きください			
軽自動車三輪、軽自四輪をお持ちの方		転出先または、新使用者が居住する都道府県の軽自動車検査協会に確認のうえお手続きください			
軽自動車二輪(126~250cc)、二輪小型自動車(251cc超)をお持ちの方		転出先または、新使用者が居住する都道府県の運輸支局に確認のうえお手続きください			